

別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	5時から20時までの 営業時間短縮、
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	11時から19時までの 酒類提供

※遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設

(外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設)

施設	依頼する内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで 酒類の提供 11時から19時まで</li> </ul>
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限5,000人、 かつ、収容率要件50%以下</li> </ul>
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設 (食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮 営業時間 5時から20時まで 酒類の提供 11時から19時まで</li> </ul>
物品販売業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗 (1,000㎡超)(生活必需サービスを除く。)	

別表3-1 イベントの開催制限

内容	人数制限 屋外・屋内 5,000人以下 屋内にあっては、収容定員の50%以内 屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)
	20時以降の営業時間短縮を協力依頼

※催物開催に当たっては、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

## イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況を確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)

## イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事も可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COVID)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

### 別表3-2 留意事項等

周知期間等	1月14日(水)から1月17日(日)までを周知期間として、1月18日(月)から適用する。
留意事項	○1月14日時点でチケット販売開始後の催物 (優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの) 1月14日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットの新規販売を停止すること。
	○1月14日時点でチケット販売開始前の催物 周知期間内に販売されるチケットは、別表3-1の開催制限は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後から、人数制限5,000人を超過するチケットを超過するチケットの新規販売を停止すること。

### 別表4 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

#### ① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金に関すること
文化芸術課 愛知県文化芸術活動応援金事務局	052-954-7459	平日 午前9時～午後5時	愛知県文化芸術活動応援金に関すること
防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ	052-954-6143	平日 午前9時～午後5時	感染拡大予防対策指針及び緊急事態宣言・緊急事態措置

#### ② 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)	
産業政策課	052-954-6300	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体	
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策	
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策	
産業人材育成支援センター	052-954-6717			
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)			
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)			
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)			
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498			
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)			
新城設案振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)			
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301			中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841			中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151			中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
三河窯業試験場	0566-41-0410			
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116			
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること	
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること	
三河繊維技術センター	0533-59-7333			
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体	
愛知県信用保証協会			各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754			
西三河支店	0564-25-2430			
東三河支店	0532-57-5611			
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体	
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体	

#### ③ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約